

政策会議付議事案書 (令和6年5月28日)

提案課名 生活環境課

報告者名 和田 恭

<p>事案名</p>	<p>狂犬病予防法の特例制度へ参加することについて</p>	<p style="text-align: center;">有 資料 無</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">目的 ・必要性</p>	<p>令和4年6月1日に一部改正された「動物の愛護及び管理に関する法律」が施行され、犬猫等販売業者の所有する犬猫等へのマイクロチップの装着やマイクロチップ情報の登録が義務化されました。これにあわせて「狂犬病予防法の特例」が制度化（以下「特例制度」という。）されました。</p> <p>特例制度においては、犬の体内に埋め込まれたマイクロチップを狂犬病予防法で装着を義務付けている鑑札と見なすとの規定がありますが、マイクロチップを鑑札と見なすためには自治体による特例制度への参加が必要となります。</p> <p>特例制度への参加は各自治体の判断に委ねられるため、全国では15パーセント程度の参加率ですが、犬の所有者の手続きの簡略化及び費用負担の軽減が図られることなどを踏まえ、特例制度に参加するものです。なお、本市が含まれる神奈川県獣医師会中央支部では、本市以外の自治体は既に参加しています。</p> <p>特例制度は犬の所有者がオンライン手続きを行うことで犬の登録（新規、異動等）が完了するため、市窓口での申請や鑑札を交付する必要がなくなります。このことにより、「秦野市狂犬病予防法施行細則」に規定する犬の登録手数料（1頭につき3,000円）を免除するものです。</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl;">経過 ・検討結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年6月1日 「動物の愛護及び管理に関する法律」一部改正 犬猫等販売業者の所有する犬猫へのマイクロチップの装着やマイクロチップ情報の登録が義務化、特例制度が開始された。 ・令和4年5月30日から令和6年2月19日まで（7回実施） 秦野市獣医師会臨時会議にて特例制度への参加について協議 ・令和5年4月1日 平塚市、伊勢原市、二宮町及び大磯町が特例制度に参加 ・令和5年7月28日から令和6年2月2日まで（3回実施） 日本獣医師会副会長へ特例制度への参加について相談 <p>秦野市獣医師会からは、登録の精度が落ちる可能性があること、また、狂犬病予防接種の接種率に影響が出るとの懸念が示されたが、登録に際しての考え方を説明し、特例制度参加について了解を得た。</p>	

<p>決定等を要する事項</p>	<p>1 狂犬病予防法特例制度へ参加すること。</p> <p>2 秦野市狂犬病予防法施行細則において、特例制度参加に合わせ、マイクロチップを装着した犬の登録手数料免除の取扱いを規定すること。</p>	
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和6年8月から 令和6年9月まで 令和6年10月 令和6年10月</p>	<p>動物病院への事務説明会及び市民への周知。事務説明会は複数回開催予定。市民への周知方法として、広報・ホームページ・SNS・動物病院及びペットショップでの案内の掲出等 秦野市狂犬病予防法施行細則（改正）施行 特例制度への参加</p>

狂犬病予防法の特例制度へ参加することについて

1 狂犬病予防法の特例制度について

犬の所有者は、狂犬病予防法の規定により、所在地の市町村長に所有する犬の登録を申請し、市町村長から交付された鑑札を、当該犬に装着する義務がある。

令和 4 年 6 月 1 日に一部改正された動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）が施行され、販売業者等が所有する犬猫等へのマイクロチップの装着及びマイクロチップ情報の環境省データベースへの登録が義務化されたことに伴い、「狂犬病予防法の特例（以下「特例制度」という。）」が制度化された。これにより、犬の体内に埋め込まれたマイクロチップを、狂犬病予防法で装着を義務付ける鑑札と見なすこととなった。

なお、マイクロチップを鑑札と見なすためには、自治体による特例制度への参加（環境省への申込）が必要となる。

2 他自治体の状況について

現在、特例制度へ参加する自治体は、全国で 15 パーセント程度だが、参加自治体の多くは所有者が窓口へ来庁する機会がなくなるため、登録手数料（3,000 円）を不要としている。

県内では、10 自治体（川崎市、茅ヶ崎市、相模原市、寒川町、平塚市、伊勢原市、大磯町、二宮町、藤沢市、真鶴町 ※県中央獣医師会の構成員は「 」の自治体及び秦野市の 5 自治体）が制度に参加しており、その他の自治体は、参加の可否、時期、条件等について、方針決定をしていない。

3 特例制度への参加について

(1) 参加に当たっての考え方

本制度は、動物愛護管理法の改正によるものであり、現時点では、制度に改善の余地はあるものと考えられるが、本制度に参加した場合には、犬の登録申請や参加自治体との犬の転入、転出に係る手続きは、所有者が行うマイクロチップ登録情報の登録・変更手続き（オンライン）をもって完了する。このため、市民の費用負担の軽減、及び市民の犬の登録申請等の

手続きに係る窓口業務の負担軽減が期待される。

動物病院の繁忙期である狂犬病予防法に定める注射接種期間（４月１日から６月３０日まで）を避けた令和６年１０月１日からの参加に向けて取り組んでいきたい。

(2) 参加によるメリットと懸案への対応

	メリット	懸案	対応
窓口対応について	犬の所有者は、新規登録の際の費用負担（3,000円）が軽減されるほか、窓口で登録情報変更等の届出をする必要がなくなるため、負担軽減につながる。また、対応する職員の窓口業務が軽減される。	窓口での手続きが少なくなるため、所有者へ狂犬病予防注射等の普及啓発機会が減少する。 また、登録方法が、鑑札とマイクロチップの二とおりとなり、事務が煩雑となる。	所有者が正しい情報を登録するよう十分な周知をする。 市広報、HP及び動物病院での掲示等による十分な周知期間を設ける。
登録情報の把握について	マイクロチップ登録情報が毎日市に通知され、実飼育数の把握につながり、市内の未登録犬が減少する。	所有者が変更登録を行わなかった場合に、真の所有者を行政や動物病院で把握できない。 また、登録内容に誤りがあると、台帳の精度や予防接種率が低下する恐れがある。	動物病院から市に提出される注射実施名簿の登録情報の内容を確認し、誤りがある場合には、所有者へ変更の案内をする。
事務負担について	特例制度参加自治体間では、原則として、原簿の送付事務が不要となり、マイクロチップ装着犬については、職員の事務負担が軽減される。	特例制度参加自治体と不参加自治体の間で犬の移動が生じると、確認作業を要するため、職員の事務負担が増える。	多くの特例制度参加自治体が増えることで、登録情報の確認作業が軽減される。
歳入及び歳出について	鑑札の作成枚数が減少され、歳出削減につながる（約7万円/年）。	新規登録手数料（歳入）の減少（約200万円/年）。	歳入減となり、他業務（猫不妊去勢手術補助事業、獣医師会委託事業等）への充当財源が減少するが、事業費の見直しと、効率的な執行に努める。

(3) 特例制度参加の手続きについて

参加希望月の前月 19 日までに動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 7 第 1 項及び第 3 項に基づく狂犬病予防法の特例に係る「市町村の求め」を神奈川県生活衛生課に提出（メール）する。神奈川県を經由して参加自治体として環境省に登録される。

4 参考

(1) 「狂犬病予防法」について

狂犬病予防法は、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的としている。犬の所有者は、所在地の市町村長に所有する犬の登録を申請し、市町村長から交付された鑑札を、当該犬に装着する義務がある。

また、犬の所有者は、所有する犬について、狂犬病の予防注射を毎年 1 回受けさせ、予防注射の際に交付された注射済票を当該犬に装着する義務がある。

(2) 「動物の愛護及び管理に関する法律」について

動物の愛護及び管理に関する法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定め、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的としている。

(3) 犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況の推移について

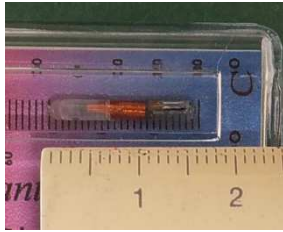
区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
登 録 頭 数	9, 1 9 9	9, 3 9 1	9, 3 7 0
う ち 新 規 登 録 頭 数	7 7 1	8 3 0	7 0 3
注 射 頭 数	7, 4 3 7	7, 5 5 8	7, 5 9 6
接 種 率	8 0. 8 %	8 0. 5 %	8 1. 1 %

※ 令和 5 年度は暫定数値

※ WHO ガイドラインでは、狂犬病予防注射の接種率 70 パーセントをウィルスまん延を防止できる目安としている。

(4) 物品写真

マイクロチップ

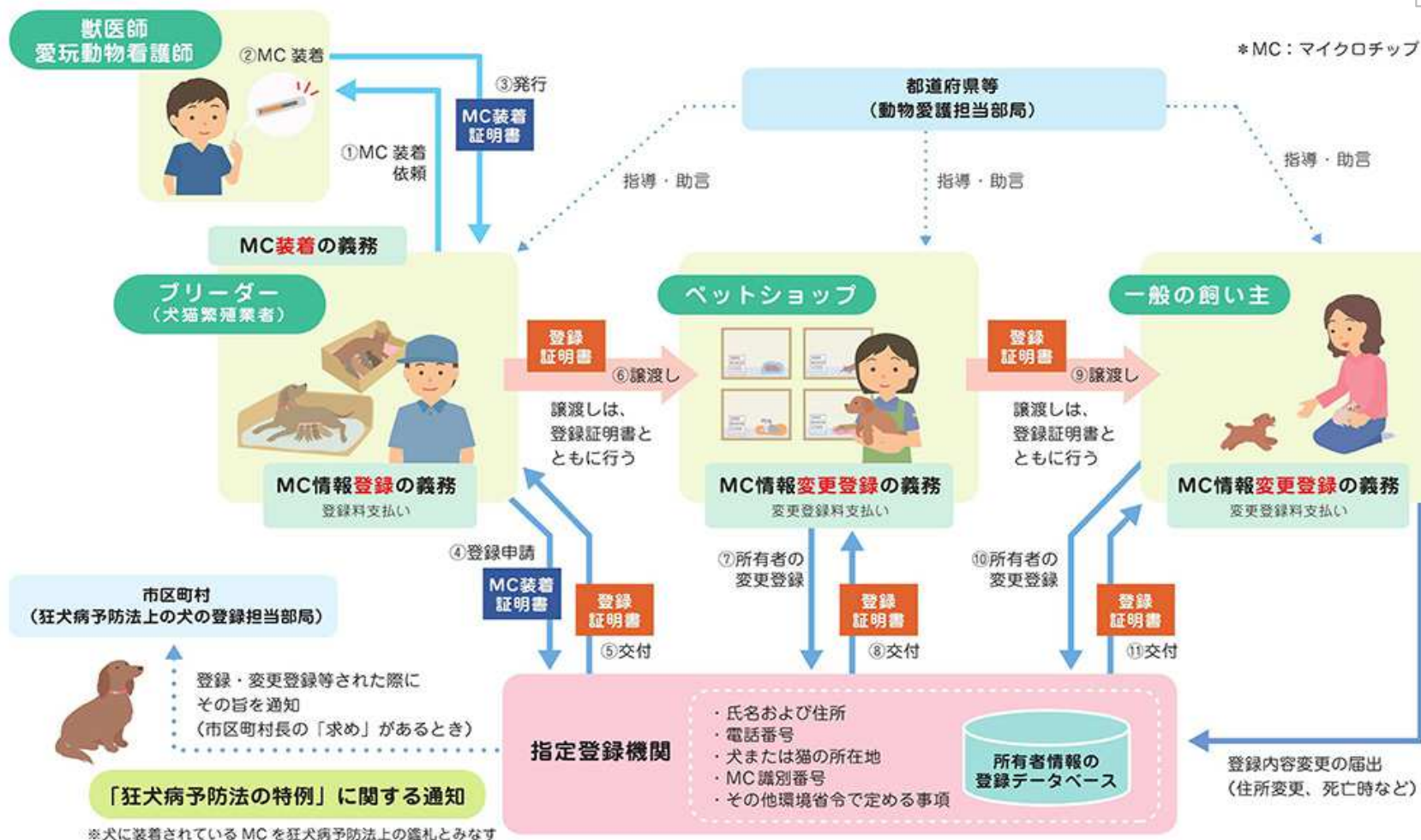


鑑札



狂犬病予防注射済票





●犬猫等販売業者(ブリーダー・ペットショップなど)については、MC装着・情報登録を義務化。

●MCを装着した犬猫を譲り受けた者については、変更登録を義務化。

※注：一般の飼い主が第一種動物取扱業者以外から犬猫を入手した場合、MCの装着は義務ではないが、装着した場合には「MC情報の登録」は義務となる。

※指定登録機関への登録料は400円(用紙による申請の場合は1,400円)。

【出典】

環境省HP_犬とマイクロチップ情報登録について
「犬猫所有のマイクロチップ装着・登録の全体像」